こんなときどうする?

Q&A

選挙運動早わかり

地方議会選挙の手引き

第8次改訂版

全国町村議会議長会[編]

学陽書房

序

民主政治の確立ということは、実際に政治をする人も、受ける人も気持を一つにして努力しなければ、いくら口でやかましくいったところで到底むずかしいことである。

町村の自治は、この中でも最も手近な、それでいて非常に大切な政治の基盤であって、町村自治の向上がなければ、国の政治の発展はないといってもよい。

今回の一般選挙は、このような町村の自治が、どれだけ良くなるかを決める大切な問題であるから、立候補者は十分この気持に徹して、明朗な町村政をつくるために、まず、公明正大な選挙を実現して、町村自治のためにつくされることを願ってやまない。本書は、この公明選挙のために、いかに間違いなく運動をすればよいかを分り易く書いたもので、初めて出る人にも、選挙になれた人にも適当な案内書であると思う。あえてみなさんにおすすめする次第である。

昭和三三年一二月

金森徳次郎

はしがき

地方分権改革の進展により、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任は格段に重くなっています。

このような状況において、議会が適切な役割を果たすためには、議会の機能強化を図るとともに、多様な人材が議会に参画することが求められています。このため、議会の構成員である議員を選ぶ地方議会議員選挙の有する意義は誠に重大であると言わなければなりません。また、地方自治の一層の進展を期すためにも、この選挙が『明るく公正に』行われる必要があります。

本会では、昭和三三年以来、町村議会議員候補者のために、選挙の心得ともいうべき身近な問題点を中心に問答式で本書を編集し、多くの方々に活用され、好評を得ています。

今回の改訂では、令和七年の公職選挙法改正（ポスターの記載の厳格化及び選挙運動に関する規格の簡素化）と令和八年の同法改正（インターネット等の利用に関する改正）を反映し、これらの事項を中心に所要の見直しを行いました。これまでと同様に、主として候補者や運動員の方々が選挙戦に臨むに当たって留意すべき事柄を、できる限りわかりやすく解説しており、本書が多くの関係者に広く活用され、明るく公正な選挙が推進されるよう期待するものです。

最後になりますが、今回の改訂に当たり、監修をいただいた選挙制度研究会の皆様に対し、厚くお礼を申し上げます。

令和八年一〇月

全国町村議会議長会

(5) **選挙運動用ポスター**

Q 選挙事務所と演説会場用および自動車に取りつけるポスターのほかはポスターは使用できないのか。

A 町村議会議員の選挙の場合には、五〇〇枚（法一四四条の二第八項に基づくポスター掲示場が設けられた場合は、当該掲示場ごとに一枚）に限り使えることになっている。

これは選挙運動用ポスター（いわゆる五号ポスター）といわれるものである。

Q 選挙運動用ポスターには大きさなどの制限があるか。

A ある。大きさは長さ四二センチ、幅四〇センチを超えないこと、また、表面に掲示責任者および印刷者の氏名（会社なら社名）および住所を記載しておかなければならないことになっている（法一四四）。

さらに、公選法一四四条の二第八項及び一四四条の四に基づくポスター掲示場が設けられた場合は、表面に当該ポスターを使用する公職の候補者の氏名を選挙人に見やすいように記載しておかなければならないことになっている（法一四四条の四の二）。

また、ポスターを掲示するにあたっては、町村選挙管理委員会の検印を受けまたはその交付する証紙を貼らなければならない。

なお、公選法一四四条の二第八項に基づくポスター掲示場が設けられた場合は、町村選挙管理委員会の検印を受け、またはその交付する証紙を貼る必要はない。

Q ポスターの内容や使用方法などに制限があるか。

A 記載の内容については基本的に制限はない。写真、標語などを入れたり、あるいは政見の発表、演説会の告知を行うなど、その使用は候補者

の自由である。また色の使用も自由である。

ただし、公選法一四四条の二第八項及び一四四条の四に基づくポスター掲示場が設けられた場合には、ポスターには、他人若しくは他の政党その他の政治団体の名誉を傷つけたり、善良な風俗を害したり、特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をするなど、品位を損なう内容を記載してはならないことになっている（法一四四条の四の二）。

また、ポスターの両面にそれぞれ記事を記載して掲示することも差し支えないが、この場合の計算は、表裏それぞれ一枚となる。一枚のポスターを二人以上の候補者が共同使用する場合は、各候補者につきそれぞれ一枚と計算、大きさもやはり長さ四二センチ、幅四〇センチを超えられない。

ポスターは一枚一枚が独立したものでなければならず、一枚に一字を書いて、数枚並べて貼ってはじめて一枚のポスターの役割を果たすような使い方、たとえば四枚のポスターに甲、山、乙、夫と一字ずつ記載して並べて貼る方法は違反となる。ただし、独立したものを並べて貼ることは何ら問題とならない。

A　いずれも差し支えない。

Q　選挙運動用ポスターを個人演説会告知用に使用してもよいか。また、演説会の予定を並べて書いてもよいか。

Q　このポスターは、どこへ貼っても違反にならないか。

A　次のような制限がある。したがって、それ以外の場所ならば差し支えない。

(1)　国もしくは地方公共団体が所有し、もしくは管理している施設または不在者投票管理者が管理している投票を記載する場所には貼れない。

ただし、橋りょう（鉄道の鉄橋や跨線橋は含まない）、電柱（電車、汽車の架線の支柱や照明灯の柱は含まれない）、公営住宅、町村で経営する食堂や浴場は承諾さえあれば貼ってもよいことになっている（法一四五①）。

(2)　他人の住宅や商店、会社、工場などに貼ろうとする場合には、その居住者、居住者のない場合は管理者、双方ともないときはその所有者の承諾を得なければ貼ってはならない。もしも、右の禁止に違反して貼ったものがあるときは居住者などにおいて撤去できることになっている（法一四五②③）。

(3)　公選法一四四条の二第八項に基づくポスター掲示場が設けられた場合には、その掲示場ごとに候補者一人につきそれぞれ一枚に限り掲示するほかは、掲示することができない。

なお、この場合、掲示場が国もしくは地方公共団体が管理する施設などであっても、ポスターを貼ることができる。

Q　承諾を得ないでポスターを板塀に

A　ならない。これは、その建物の管理権の発動であって法律上認められ